

障害福祉サービス 居宅介護

[利用料金]

◇ 利用料金の自己負担の目安は、次のとおりです。

サービス内容	サービス提供時間	自己負担額
身体介護中心型	30分未満	249円
	30分以上1時間未満	393円
	1時間以上1時間30分未満	571円
家事援助中心型	30分未満	102円
	30分以上45分未満	148円
	45分以上1時間未満	191円
通院等乗降介助 (身体介護を伴う場合)	所要時間30分未満の場合	249円
	所要時間30分以上1時間未満の場合	393円
	所要時間1時間以上1時間30分未満	571円
	所要時間1時間30分以上2時間未満	652円
	所要時間2時間以上2時間30分未満	734円
	所要時間2時間30分以上3時間未満	815円
所要時間3時間以上の場合 896円に所要時間3時間から計算して所要時間30分増すごとに81円を加算した金額		
通院等乗降介助 (身体介護を伴わない場合)	所要時間30分未満の場合	102円
	所要時間30分以上1時間未満の場合	191円
	所要時間1時間以上1時間30分未満	268円
所要時間1時間30分以上の場合 336円に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分増すごとに68円を加算した金額		

- ◇ 介護職員処遇改善加算 ⇒ 当事業所は処遇改善加算（Ⅰ）に該当する事業所であり、所定単位数（月額）に居宅介護は30.2%、重度訪問介護は19.1%加算されます。
- ◇ 介護職員等特定処遇改善加算 ⇒ 当事業所は特定処遇改善加算（Ⅱ）に該当する事業所であり、所定単位数（月額）に居宅介護は5.8%、重度訪問介護は3.6%加算されます。
- ◇ 初回加算 ⇒ 新規に居宅介護計画書等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、又は従業者に同行訪問した場合には、200円/月の利用者負担額を頂きます。
- ◇ 利用者負担上限額管理加算 ⇒ 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、150円/月の利用者負担額を頂きます。
- ◇ 緊急時対応加算 ⇒ 居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行った場合に、利用者負担額100円を頂きます。
- ◇ サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

早朝	（午前 6時～午前 8時）	25%
夜間	（午後 6時～午後 10時）	25%
深夜	（午後 10時～午前 6時）	50%
- ◇ 提供するサービスの料金とその利用者負担額について
 提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。利用者の方には、所得区分ごとの負担上限額に応じて、原則として利用料の1割を利用者負担額として負担していただくこととなります。
- * 世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。（月額負担上限額は、障害福祉サービス受給者証に記載されています。）
- ◇ 2人のヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で費用は2人分となり、利用者負担額の2倍を頂きます。